

運輸安全マネジメントの取り組み

【2023年度（令和5年4月1日～令和6年3月31日）】

2024年4月1日 株式会社さちよ
本社営業所

●安全方針

- ・ 輸送の安全の確保は事業の基本であり、全社員が共通に認識すると同時に、法令規則を順守し業務を遂行します。
- ・ 輸送の安全に関し、その安全対策は適宜見直しを図りながら安全性の向上に努めます。
- ・ 安心安全を提供することでお客様に幸せを千代に提供できる様努めます。

●社内への周知方法

- ・ 社内掲示、点呼時など口頭にて乗務員に伝えています。

●安全方針にもとづく輸送の安全に関する目標

目 標	有責重大事故(事故報告規則 2 条に該当するもの)	ゼロ
	軽微な接触破損、車庫内事故	ゼロ
	飲酒運転の防止・過労運転の防止	ゼロ
	稼働数の上昇に向け安全意識の再確認	体調不良ゼロ

●目標達成のための計画

- ・ 飲酒しない乗務員の積極採用
- ・ 若手の積極採用
- ・ テーマごとによる月別乗務員教育の確実な実施
- ・ ドライブレコーダーによる乗務員教育の強化
- ・ 自己防衛運転の強化

●輸送の安全に関わる内部監査の結果

令和5年4月に経営トップを含む運行管理関係者において輸送の安全に関する内部監査を実施しました。安全確保最優先の観点から仕事の受注、運行に対し問題が無いかなど関係書類を確認しました。その結果、安全管理体制については適性であると確認しました。

また2024年度は関係法令の変更等により労働時間などがより厳しく管理されるため、業務の受注段階から注意深く連携をとっていかなければならないと確認しました。

●安全に関する目標達成状況

2023年度目標	結 果	備 考
有責重大事故 『ゼロ』（事故報告規則 2 条に該当するもの）	0 件	
軽微な接触破損・車庫内事故 『ゼロ』	0 件	
飲酒運転の防止・過労運転の防止 『ゼロ』	0 件	
稼働数の上昇に向け安全意識の再確認	0 件	

●自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する情報

2023年度実績	事故発生件数	0 件	※自動車事故報告規則（H15.9.26改正国土交通省令第95号）第2条に定められた自動車事故（車両の転覆・転落・火災の発生、死者・重傷者・踏切事故の発生、積載物の飛散・漏えい、運転者の疾病による運行停止、制動装置・かじ取装置・車軸等の故障による運行停止など）
	事故の種類	0 件	
	衝突の状態	0 件	
	行政処分等	無し	

